

23. 金銭の貸借の斡旋

斡旋の有無	業者によるあっせんはありません。
-------	------------------

24. 建物管理の委託先

取引対象物件が区分所有建物の場合、その建物一棟の管理の委託先	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)・TEL	TEL:
	マンション管理業者の登録をしているとき、登録年月日及び登録番号	
貸主等が取引対象部分の管理を委託している場合、その委託先	氏名(商号又は名称)	株式会社高幡ホーム
	住所(主たる事務所の所在地)・TEL	東京都日野市高幡1005番地8 TEL: 042-592-8000
	管 理 担 当 者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号 ((2) 012223号)
	賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律の登録をしているときの番号	国土交通大臣(01) 第 003182 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	(01999)

以上の重要事項について、宅地建物取引士より「取引士証」を掲示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。契約成立時に仲介手数料として 132,000 円(税込)を支払うことを承諾致しました。

年 月 日

〒

住 所

氏 名

TEL ()

「重要事項説明書(居住用建物定期賃貸借)」
という書類は**2枚**あります。

この書類の裏面を**2枚とも** ご記入・ご捺印し、
2枚ともご提出してください。

26. 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称及び住所	
宅地建物取引業保証協会の事務所の所在地	
弁済業務保証金の供託所及びその住所	